

参 考

品種登録料納付書

作成した日又は発送する日  
を記入してください。

平成 年 月 日

育成者権者の住所・氏名(法人の場合は名称及び代表者役職名・氏名)を記入し、押印してください。氏名を自署した場合・代理人が納付する場合は、押印を省略できます。(法人の場合は押印が必要です。)

納付者 住所 氏名 印

納付者(育成者権者)の欄を記入後、代理人の住所・氏名(法人の場合は名称及び代表者役職名・氏名)を記入し、押印してください。代理人がない場合は記入不要です。

代理人 住所 氏名 印

種苗法第45条の規定に基づき、登録料を下記のとお  
記

納付する品種の登録番号・登録年月日・農林水産植物の種類・品種の名称を記入してください。(登録証をご覧ください)

1. 登録番号 第 号

2. 登録年月日 平成 年 月 日

3. 農林水産植物の種類及び登録品種の名称

何年目の登録料を納付するか記入してください。複数年納付する場合は「第〇年目～第〇年目」と記入してください。金額は納付年に該当する額を記入してください。

4. 納付年及び金額  
納付年 第 年目  
金額 円

出願時に軽減対象であった品種はチェックをしてください。法律名は備考4を参照してください。確認番号は軽減を通知された文書番号を記入してください。

法による登録料の軽減による納付  
法律名 \_\_\_\_\_  
確認番号 \_\_\_\_\_

種苗法第45条第7項及び第8項の規定による納付  
金額 円

納付期日(登録月日)が過ぎてしまった場合□にチェックをし、割増登録料として、登録料と同額を記入してください。

「4」の欄に記入した金額に相当する額の収入印紙を貼ってください。

と。収入印紙は消印しないでください。)

(備考)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 代理人による納付の場合、納付者欄は育成者権者について記載(押印不要)すること。
- 3 種苗法第 45 条 7 項及び 8 項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、  
「 種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定による追納」欄のに「レ」を記載する。  
なお、法による登録料の軽減を受けている期間については、軽減後の登録料と同額の割増登録料がこれに該当する。
- 4 法による登録料の軽減対象の法律名および条項
  - ・農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）第 13 条第 2 項
  - ・米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）第 12 条第 2 項
  - ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 17 条第 2 項
  - ・福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 42 条第 3 項
  - ・花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）第 13 条第 2 項

(参考) 登録料

育成者権を維持するために、定められた登録料・納付期日は下表のとおりです。

1 年間登録料

登録後の年目	年間登録料
1～3年目	各年 6,000円
4～6年目	各年 9,000円
7～9年目	各年 18,000円
10～30年目	各年 36,000円

2 登録料の納付期日

登録後の年目	納付期日
1年目	品種登録後30日以内必着
2年目以降	各年の登録月日必着